

「相生市子ども・子育て支援事業計画」(案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1. 概要

平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

新制度では、ニーズ調査等に基づき地域の教育・保育の必要量を把握し、これに対応する供給体制を確保することを目指し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、平成27年度から平成31年度までの、「相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画案については、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会及び相生市子ども・子育て会議で検討・協議を行ってまいりました。

このたび、「相生市子ども・子育て支援事業計画」(案)を公表し、市民の皆さまからのご意見を募集しました。

2. 公表日

平成27年1月5日(月)

3. 意見提出期限

平成27年1月5日(月)から1月26日(月)

4. 意見を提出できる人

- ・市内在住、在勤、在学の人
- ・市内に事務所または事業所がある人
- ・相生市に納税義務のある人
- ・この計画に利害関係のある人

5. 意見の提出方法

電子メール、郵便、ファクシミリ(住所・氏名を明記して提出)

6. 公表資料の閲覧方法

市ホームページからダウンロード、子育て支援室窓口または公文書公開コーナーで閲覧、入手可能

7. 実施結果

提出されたご意見はありませんでした。この結果を踏まえ、計画案に基づき、「相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。